

令和3年2月22日

野木町農業委員会第8回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第8回総会 会議録

1. 開催日時 令和3年2月22日（月）午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 第2会議室
3. 出席委員 9名
 会長 9番 黒 須 市 郎
 会長職務代理者 7番 田 村 良 実
 委 員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠
 3番 古 澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝
 5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一
 8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 潮事務局長・猪瀬次長兼庶務農地係長・手島主任
5. 付議案件
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第2号 耕作放棄地の非農地判断について
 議案第3号 野木農業振興地域整備計画の変更について
 議案第4号 農用地利用集積計画の変更について
 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について
 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について
 報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について

「 議 事 」

事務局長 開会を宣言（午前10時）

議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。
（異議なしの声あり）
異議なしの声を受け、議席番号7番 田村良実委員、8番 館野アサ子
委員を指名した。書記には、手島主任を指名した。
議事に入る旨を告げる。議案第1号農地法第3条の規定による許可申
請について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第1号について説明。

野木 1筆 671m² 登記簿 田・現況 畑
3筆 1, 463m² 登記簿・現況ともに 畑
計4筆 2, 134m²

譲渡人 A 氏

譲受人 B 氏

権利の移転 所有権移転

事由の概要 譲受人の農業経営規模拡大を図るため

議 長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

2番委員 2月14日、8番委員と地元委員、地元推進委員ともに現地調査を行っ
た。立会人はB氏とB氏の娘婿である。譲渡人のA氏は現在埼玉県桶川
市に住んでおり、労力不足により売買するものである。
譲受人B氏は古河市在住で、昨年12月に就農し、建設業の傍ら野木町
で妻、息子、娘婿で農業を開始している。申請地を麦を作るため買い受
けるものである。

議 長 質疑はないか諮った。

3番委員 今回買う4筆の農地は途切れ途切れだが大丈夫なのか。

7番委員 A氏は前回B氏が買った農地の所有者の親族である。また埼玉県桶川市
在住のため、農地を持っていても仕方がなく、全ての農地を手放したい
との思いがあった。以前は一部荒れた農地だったが、B氏が耕して今回
の話となった。

今回の土地の中に土地改良で非農用地として換地された農地も含まれるが、問題ないのか。

事務局 農地の売買は問題無い。転用する場合は農振除外からの相談となる。

1 番委員 前回調査を行い、その際も麦で食べていくのは難しいと話した。今回も麦を耕作するようだが、今後の話はどう考えているのか。

2 番委員 しばらくは麦を作っていく考えである。採算はそれでいいと考えているようだ。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7 番委員 前回の申請でも立ち会い、麦では苦しいことは伝えた。地元推進委員からの話ではトラクターで熱心に耕している様子も聞いており、問題ないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第 1 号について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第 2 号耕作放棄地の非農地判断について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第 2 号について説明。
本議案は、毎年 8 月～10 月に農業委員と農地利用最適化推進委員で行っている農地パトロールで山林化している農地を抽出し、令和 3 年 1 月 15 日に農業委員、農地利用最適化推進委員と再度現地調査を行った。その中で農地への復元及び利用が物理的に困難と思われる農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の判断を審議していただくものである。

(1 件目)

友 沼 409㎡ 登記簿 畑・現況 山林
所有者 C氏
農振区分 農用地区域

(2 件目)

友 沼 3 1 7 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 D氏外6名
農振区分 農用地区域

(3件目)

野 渡 1 6 0 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 E氏
農振区分 農用地区域

(4件目)

野 渡 3 4 2 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 F氏
農振区分 農用地区域

(5件目)

野 渡 5 3 4 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 G氏
農振区分 農用地区域

(6件目)

野 渡 4 1 4 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 H氏
農振区分 農用地区域

(7件目)

野 渡 7 9 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 I氏
農振区分 農用地区域

(8件目)

野 渡 4 1 9 m² 登記簿 田・現況 山林
所有者 J氏
農振区分 農用地区域

(9件目)

野 渡 3 8 6 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 K氏
農振区分 農用地区域

(10件目)

野 渡 270 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 L氏
農振区分 農用地区域

(11件目)

野 渡 897 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 M氏
農振区分 農用地区域

(12件目)

野 渡 618 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 N氏
農振区分 農用地区域

(13件目)

野 渡 250 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 O氏
農振区分 農用地区域

(14件目)

南赤塚 3,629 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 P氏
農振区分 農用地区域

(15件目)

潤 島 116 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 Q氏
農振区分 農用地区域

(16件目)

潤 島 406 m² 登記簿 畑・現況 山林
所有者 Q氏
農振区分 農用地区域

(17件目)

佐川野 343 m² 登記簿 田・現況 山林

所有者 R氏
農振区分 農用地区域

(18件目)

佐川野 1,054 m² 登記簿 田・現況 山林
所有者 S氏
農振区分 農用地区域

(19件目)

佐川野 757 m² 登記簿 田 山林
所有者 S氏
農振区分 農用地区域

(20件目)

佐川野 495 m² 登記簿 田・現況 山林
所有者 T氏
農振区分 農用地区域

(21件目)

佐川野 965 m² 登記簿 原野・現況 山林
所有者 U氏
農振区分 農用地区域

(22件目)

川 田 176 m² 登記簿 田・現況 山林
所有者 V氏
農振区分 農用地区域

(23件目)

川 田 143 m² 登記簿 田・現況 山林
所有者 W氏
農振区分 農用地区域

(24件目)

川 田 144 m² 登記簿 田・現況 山林
所有者 X氏
農振区分 農用地区域

議 長 質疑はないか諮った。

1 番委員 2 1 件目の登記簿が原野とあるがどうか。

事務局 登記簿が原野であっても本人申出があれば農地として取り扱っている土地である。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 現地調査員の報告を求めた。

7 番委員 1 月 1 5 日、2 番委員、3 番委員、6 番委員、推進委員 1 名、事務局 2 名で抽出された 3 8 か所の現地調査を行った。対象地の中には事前の事務局からの通知により農地に復元したものや、復元の見えが見られるものもあり、そういった土地は今回の中から外した。今回議案に上がっている農地は写真の通り森林化が進んでおり復元が困難と思われる農地である。

議 長 質疑はないか諮った。

1 番委員 1 4 件目の案件について、写真を見る限りは以前より良くなっているようだが。

7 番委員 確かに一部良くなった部分はあるが、大きな土地であり、ほとんどが荒れたままの状態である。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
 質疑が無いため、議案第 2 号について非農地と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
 全員賛成と認め非農地と意見決定することを告げた。
 次に、議案第 3 号野木農業振興地域整備計画の変更について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第 3 号 (1 件目) について説明
 友 沼 1 9 筆 6 2, 6 7 1 m² 登記簿 田・現況 田
 用途区分 農地 所有者 Y 氏他 1 5 名
 理 由 昭和 5 6 年 1 0 月 1 0 日土地改良法 (間々田・乙女地区団体営圃場整備事業) による換地処分された土地でありながら、農業振興地域内の農用地区域になっていなかったため。

議 長 質疑はないか諮った。

3番委員 どういうことかももう少し詳しく説明を。

事務局 土地改良を行うと、通常農地は農振農用地となるが今回の農地は農振農用地となっていなかったため、今回編入するものである。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第3号1件目について適と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め適と意見決定することを告げた。
次に、議案第3号野木農業振興地域整備計画の変更について(2件目)について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第3号(2件目)について説明
友 沼 40筆 51,797㎡
登記簿 畑、山林、田、雑種地 現況 田、畑
用途区分 農地 所有者 Z氏他22名
理 由 土地改良事業(中谷地区県営農地整備事業)実施による農業振興地域内の農用地区域に編入するため。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第3号2件目について適と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め適と意見決定することを告げた。
次に、議案第4号農地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第4号について説明。
(1件目)
更新 友 沼 1筆 3,421㎡ 現況 田
設定する者 a氏
設定を受けるもの b氏
期間 令和3年3月1日から令和8年2月28日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり10,000円
借賃の支払時期 毎年10月31日までに支払い

(2件目)

更新 友 沼 2筆 10,938㎡ 現況 田
設定する者 c氏
設定を受ける者 d氏
期間 令和3年3月1日から令和8年2月28日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり10,000円
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

(3件目)

新規 中 谷 3筆 3,148㎡ 現況 畑
設定する者 e氏
設定を受ける者 f氏
期間 令和3年3月1日から令和8年2月28日
利用権の種類 使用貸借権

議 長

質疑はないか諮った。(質疑なし)

質疑が無いため、議案第4号について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め承認することを告げた。

次に、報告第1号農地法第5条第1項の規定による農地転用届出書の受理報告告について、事務局の報告を求めた。

事 務 局

報告第1号について説明。

(1件目)

丸 林 1筆 877㎡ 登記簿 畑・現況 畑
譲渡人 g氏
譲受人 h株式会社
事由の概要 宅地分譲
移転の内容 売買による所有権移転

(2件目)

潤 島 1筆 978㎡ 登記簿 畑・現況 畑
譲渡人 i氏
譲受人 h株式会社
事由の概要 宅地分譲
移転の内容 売買による所有権移転

(3件目)

丸 林 1筆 1, 402 m²の内918, 48 m²
登記簿 畑・現況 田
譲渡人 j 氏
譲受人 k 氏
事由の概要 診療所敷地
権利の設定 賃借権設定

(4件目)

丸 林 2筆 382 m² 登記簿 畑・現況 畑
84 m² 登記簿 山林・現況 畑
計466 m²
譲渡人 l 氏
譲受人 m 氏
事由の概要 住宅敷地
権利の設定 使用賃借権設定

議 長 この案件は調査不要であることを告げ、次に、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について、事務局の報告を求めた。

事 務 局 報告第2号について説明。
野 木 1筆 557 m² 登記簿 畑・現況 畑
賃貸人 n 氏
賃借人 o 株式会社
解約理由 賃借人の都合による
合意解約日 令和3年1月14日

議 長 この案件は調査不要のため報告のみと告げ、次に、報告第3号農業経営責任者変更届の受理報告について事務局の説明を求めた。

事 務 局 報告第3号について説明。
届出人 p 氏
変更前の経営責任者 q 氏
変更後の経営責任者 p 氏
変更理由 高齢のため

議 長 この案件は調査不要であることを告げた。議案第1号から第4号、報告

第1号から第3号の全ての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局の説明を求めた。

事務局 ①新橋小学校でのバケツ稲栽培の協力について

議長 他に何かあるか諮った。(別になしの声あり)
以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。
(午前11時30分)